

平成二十二年二月二十六日受領
答弁第一四五号

内閣衆質一七四第一四五号

平成二十二年二月二十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浜田靖一君提出鯨類捕獲調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浜田靖一君提出鯨類捕獲調査に関する質問に対する答弁書

1 について

南極海鯨類捕獲調査によつて、南極海のクロミンククジラ資源は若年齢の個体が多く、資源状況は健全であること等が明らかになった。また、例えば、鯨系群の年齢組成の調査結果は、当該調査の中で捕獲された鯨の耳垢^{こま}栓を調べることで把握された年齢のデータを踏まえ得られたものである。

2 及び 7 について

政府としては、シー・シェパードが行っている度重なる妨害行為は、我が国が国際捕鯨取締条約（昭和二十六年条約第二号）に従つて公海上で実施している合法的な活動に従事する我が国の船舶及び乗組員の生命・財産を脅かす極めて危険な行為であり、極めて遺憾であると考えている。

3 について

外務省においては、反捕鯨団体船舶の旗国や寄港国の政府に対する首脳・外相会談等のハイレベルでの働きかけを始めとして、累次にわたり、関係国政府に対する働きかけを行ってきたところである。農林水産省においては、反捕鯨団体による妨害行為に対し、長距離音響発生装置の導入、放水設備の増強等、調

査捕鯨船団の自衛措置の強化に対する支援を行ってきたところであり、海上保安庁においては、水産庁を通じて、調査捕鯨船団の自衛措置に係る指導を行ってきたほか、証拠の収集及び保全に関する指導を行ってきたところである。なお、お尋ねの府省庁のほか、内閣官房においては、対応策の検討について、関係省庁と連携・協力しつつ、取りまとめてきたところである。

4 について

御指摘の抗議船がいずれの船舶を意味するのか必ずしも明らかではないが、「ボブ・バーカー号」を意味するのであれば、同船舶はトーゴ船籍であったことが確認されたが、トーゴ政府は、本年二月十二日付けでトーゴ船籍登録を抹消したと承知しており、その後、これまでに他国の船籍を取得していない限りは、同船舶は、無国籍となる。

5 について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、艦船の往来の危険を生じさせた者については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百二十五条第二項の往来危険罪が、威力を用いて人の業務を妨害した者については、同法第二百三十四条の威力業務妨害罪がそれぞれ成立し得るものと考えられる。

6について

第二昭南丸に乗り込んだシー・シェパードの活動家については、同船により我が国まで移送し、海上保安庁に引き渡す予定としている。

8について

シー・シェパードによる南極海鯨類捕獲調査へのこれまでの妨害行為は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条に規定する海賊行為に該当するとは考えていない。

9及び10について

国際捕鯨委員会における具体的な交渉内容及び当該交渉に係る政府内部の検討状況については、現在も交渉が継続しており、お答えは差し控えたい。